

1 少子化社会対策に関連する施策

③ 子育て支援サービス(厚生労働省、文部科学省)

政策課題を巡る状況

- ◇保育所の待機児童数は4年連続減少した後、平成20年に増加に転じ、現在約1.9万人
- ◇待機児童数全体の8割を低年齢児(0～2歳)が占めるほか、8割を84市区町村(全市区町村の約4%)が占め、待機児童の多い地域が固定化
- ◇「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月)では、保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化等、取組の強化を図ることとされている。

関係府省の評価(主な事項)

(厚生労働省)

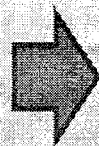
- ◆保育サービスの提供については、現にいる待機児童の解消から、潜在需要への対応に方針転換

(厚生労働省、文部科学省)

- ◆一時保育、幼稚園の子育て支援活動、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の各種保育サービスの量的な拡大は進み(例:放課後児童クラブ 平成15年1.3万か所→19年1.6万か所)、利用者の満足度もおおむね高い。
- ◆保育サービスの多様化を図るために現在推進されている認定こども園、家庭的保育、事業所内保育施設については、設置数はなかなか増えていない。

課題

- ◆潜在需要の把握に当たっては、家族類型、自己負担額、利用条件等を考慮することが必要
- ◆各種保育サービスの未実施地域を含めた潜在的なニーズ及びその充足状況の把握が必要
- ◆現在推進されている認定こども園、家庭的保育、事業所内保育施設について、設置数が増えない原因の掘り下げた分析が必要



2 若年者雇用対策(厚生労働省、文部科学省、経済産業省)

政策課題を巡る状況

- ◇フリーター数はピーク時の217万人(平成15年)から181万人(19年)まで減少
- ◇しかし、フリーターの若年者人口に対する割合の減少は小幅 * 15年6.4%→19年5.9%
- ◇特に、年長フリーター(25~34歳)は、15歳~24歳のフリーターに比べ改善に遅れ
 - * 平成15年から19年に15~24歳のフリーター数は119万人から89万人へと30万人減少したが年長フリーターは98万人から92万人へと6万人の減少にとどまる
- ◇ニート数(平成19年62万人)は若干減少しているが、若年者人口に対する割合は2%前後で横ばい * 15年1.9%→19年2.0%
- ◇ニートの定義を外れる30歳代後半の無業者は増加 * 平成15年15万人→19年19万人

関係府省の評価(主な事項)

(厚生労働省)

- ◆ジョブカフェやハローワーク等を通じた支援サービスにより、3年間で80万人超のフリーターの就職を実現。サービスを受けた若者は高い確率で就職している状況
 - * 平成16年度からの4年間でジョブカフェを通じ約32.3万人が就職。ハローワークによるフリーター常用就職支援事業で17年5月からの約3年間で50万人超が就職
- ◆フリーターに占める低学歴層(中・高卒)の割合が高い(64%)ほか、求職活動において女性は男性に比べ積極的でない状況
 - * フリーターの男女比(45:55)が、ハローワークでの求職活動において逆転(54:46)
- ◆若者自立塾等のニート支援策は、ニートの自立化に一定の効果
 - * 若者自立塾を平成17年度からの3年間で約1,800人が利用、修了者の6割程度が就労

(文部科学省)

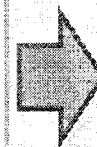
- ◆キャリア教育等の参加生徒・学生の満足度が高いことが明らかになる一方、教育効果の把握方法の確立が課題

(経済産業省)

- ◆ジョブカフェモデル事業(平成16年度~18年度)により3年間で約15.8万人の就職を実現。国による支援終了後の利用者・就職者はともに前年比10%程度減少
 - * 20地域中15か所で利用者減、13か所で就職者減。就職者数では、群馬県の▲34%をはじめ石川県、茨城県、北海道、岐阜県、福岡県、新潟県でおおむね20%減少

課題

- ◆支援サービスの認知度、サービスの充足状況、就職後の定着状況等の把握を通じ、より多くのフリーターへの支援サービスの普及及び職場定着を促進する効果的な施策を見極めることが課題
- ◆フリーター固定化が懸念される低学歴層や女性のフリーターに効果的な施策の検証が課題
- ◆支援サービスの認知度、サービスの充足状況等の把握を通じた、より多くのニートへの支援サービスの普及が課題
- ◆キャリア教育等のうちモデル事業については、実施前後及び事業未実施対象との比較により評価することが必要
- ◆就職者数等が特に減少した地域について、国の支援終了の影響を把握し、支援が必要かどうかの検討が必要



平成20年度の政策評価の重要対象分野の選定等

1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険(国土交通省、財務省)

阪神・淡路大震災など我が国は、これまで大きな震災を経験しており、地震被害の軽減に大きな効果がある耐震化と地震保険の普及は緊要な課題

背景事情

- ◇地震における建築物の倒壊は、死者・被災者の発生と火災等による被害拡大の大きな要因
 - * 阪神・淡路大震災では、犠牲者6,400人の約8割が建物倒壊。被害額9.9兆円の約6割が建築物被害
- ◇また、仮設住宅、公営住宅など社会全体のコストの増大要因
 - * 阪神・淡路大震災では、仮設住宅に約1,400億円(4.8万戸)。公営住宅を3.2万戸建設
- ◇「建築物の耐震化」は、死者・建築物被害の減少とその後の社会全体のコストを最小限に抑える根幹的な政策
- ◇「地震保険」は、被災者の生活再建のための重要な政策
- ◇しかし、両政策は、国民の自助努力によるものであることから、なかなか普及していない
 - * 住宅総数の25%(1,150万戸)の耐震化が不十分と推計
 - * 地震保険の加入世帯数は全世帯の21.5%(1,126万世帯)

評価の必要性

- ◆被災者の生活再建を円滑に行うとともに、地震被害と社会全体のコストを軽減する観点から、家庭や企業において建築物の耐震化及び地震保険の普及が進まない要因を明らかにすることにより、その普及に資する

評価の視点

1 建築物の耐震化(国土交通省)

- (1) 建築物の耐震化の効果
- (2) 建築物の耐震化促進のための施策の効果
- (3) 被災者支援策が建築物の耐震化に及ぼす効果
- (4) 耐震技術の開発及び普及等
- (5) 建築物の耐震化促進のための代替案の検討
- (6) 建築物の耐震化への関心の低い者に対する効果的なアプローチ

2 地震保険(財務省)

- (1) 地震保険の効果
- (2) 地震保険加入促進のための施策の効果
- (3) 保険内容が地震保険加入に及ぼす影響
- (4) 被災者支援策が地震保険加入に及ぼす影響
- (5) 地震保険の加入促進のための方策の検討

2 医師確保対策(厚生労働省、文部科学省)

医師確保対策は、国民の生命に直接結び付く課題であり、現在、政府の喫緊の課題

背景事情

- ◇医療提供体制については、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内にするとの基本方針の下、抜本的構造改革を総合的・段階的に実施する観点から、医師養成数の削減等の措置がとられてきた。
- ◇しかし、近年、医師が不足している地域及び診療科が顕在化したことから、政府は、本格的な医師確保対策を講じており、医学部定員についても、早急に過去最大程度まで増員するとの方針が示されている。
 - * 医学部定員 昭和56年8,280人→平成19年7,625人→21年8,486人
- ◇医師の総数については、政府が主に医師の需給見通しに基づいて、医師養成数を調整することにより制御する一方、開業・勤務については、医師の自由意思が反映されるものとなっていることから、地域間・診療科間に偏在が生じている。
 - * 二次医療圏(注)別10万人当たり従事医師数(平成18年) 東京都区中央部1,173.5人 宮城県黒川70.5人
 - * 医師数の推移(平成6年を1とした19年の指数) 総数1.19 小児科1.10 産婦人科0.88 外科0.87

評価の必要性

- ◆地域間・診療科間の医師偏在の是正を見据えた適正な医師数を確保する観点から、医師養成数の調整、地域間・診療科間の医師の偏在を是正する施策の検証等を行うことにより、今後の医師確保対策の在り方の検討に資する

評価の視点

- 1 医師数の決定方法
 - (1) 必要な医師数の基準
 - (2) 医師養成数の調整方法
 - (3) 医師の質の確保
- 2 医師の偏在を是正する政策
 - (1) 地域間及び診療科間の医師の偏在を是正する施策
 - (2) 医師の偏在を是正するための諸施策の検討

(注) 二次医療圏とは、都道府県が医療法(昭和23年法律第205号)に基づき、地理的条件等の自然的条件や日常生活の需要の充足状況等を考慮して、一般の病床の整備を図るべき地域的単位として定める区域のこと。

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 政策評価官室

政策評価官： まつばやし ひろき 松林 博己 (内線：9132)

調査官： はむろ まさふみ 羽室 雅文 (内線：9671)

総括評価監視調査官： やまぐち しんや 山口 真矢 (内線：9139)

上席評価監視調査官： かしわお りんや 柏尾 倫哉 (内線：9135)

電話 (直通) 03-5253-5429

(代表) 03-5253-5111

(FAX) 03-5253-5464

(E-mail) kans1027@soumu.go.jp